

令和4年第2回清瀬市農業委員会会議録

令和4年2月17日午前9時30分から午前10時00分、清瀬市コミュニティプラザひまわり会議室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- 1 出席委員
- | | | | | | |
|--------|--------|-------|------|-------|--|
| 会 長 | 第9番 | 松村 俊夫 | | | |
| 会長職務代理 | 第3番 | 小寺 正明 | | | |
| 第1番 | 村野 和博 | | 第2番 | 西川 幸広 | |
| 第4番 | 齊藤 正樹 | | 第5番 | 金子 住晴 | |
| 第6番 | 並木 浩 | | 第7番 | 石井 啓介 | |
| 第8番 | 増田 武 | | 第10番 | 内野 悦二 | |
| 第11番 | 横山 眞一 | | 第12番 | 村野 正明 | |
| 第13番 | 後藤 由美子 | | 第14番 | 金子 廣明 | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 木村広昇・中野正明

- 4 付議事項
- (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
 - (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
 - (3) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
 - (4) 農地法に基づく許可について〔3条関係〕
 - (5) 農地法に基づく届出について〔4条・5条関係〕
 - (6) その他

議 長 皆さん定刻になりましたので、令和4年清瀬市第2回の農業委員会を始めたいと思います。
本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第14番の金子廣明委員、第1番の村野和博委員となっております。よろしく願いいたします。
議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明願を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。議案第1号 相続税納税猶予制度に関する適格者証明願

の説明をいたします。農地を相続した場合、農業経営の継続の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 中里一丁目1672番1、地目 畑、地積 1280㎡、他5筆、合計5739㎡のうち5738㎡。
以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明がございました。増田委員と村野正明委員より、説明をお願いします。

増田委員 2月9日村野委員と事務局の中野さんと申請者の息子さんとJAとで現地確認いたしました。どの畑も綺麗に管理されておりました。畑の中に電柱が1本ありましたのでその部分を除いてあります。その他は問題ないと思います。

村野正明委員 増田委員と同意見です。どの畑も綺麗でしたので問題ないと思われま。

議 長 どうでしょうか。ご異議はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
議案第2号 相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より、まず1件目の議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 申請年月日 令和4年1月31日、申請回数1回目。
以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明がございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。1件目、並木委員よりお願いいたします。

並木委員 2月3日事務局の中野さんと現地調査をいたしました。適切に

耕作されており、特に問題はありません。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、2件目の議題に入る前に、農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、横山委員はしばらくの間、退出をお願いします。

～横山委員退出～

それでは、事務局で朗読をお願いします。

事務局 はい、2件目 申請年月日 令和4年2月4日、申請回数2回目。以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明がございました。小寺職務代理が現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

職務代理 2月8日に事務局の中野さんと現地確認をいたしました。非常に農業に熱心な方でして、畑もしっかり耕作されておりましたので全く問題ありません。以上で報告を終わります。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、横山委員の入室を許可します。

～横山委員入室～

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 はい。こちらは、生産緑地の買取り申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。それでは読み上げさせていただきます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。
1件目 土地の表示 中里一丁目1672番3、地目 畑、地積 16㎡ 他1筆 合計1533㎡、買取申出事由 死亡のため。
- 議長 こちら、死亡でございます。何か質問はございますか。
- 委員 異議なし。
- 議長 それでは、承認させていただきます。
議案第4号、「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題とさせていただきます。3条の許可申請の説明を事務局より、お願いします。
- 事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する許可申請を朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は1月12日から2月10日までとなっております。
1件目、上清戸一丁目449番3、地目 畑、地積 128㎡、目的 畑作業の効率化。
2件目、上清戸一丁目449番4、地目 畑、地積 128㎡。目的 畑作業の効率化。以上でございます。
- 議長 ただいま事務局より説明がございました。現地調査に行った横山委員、齊藤委員より説明をお願いいたします。
- 横山委員 2月14日事務局の中野さんと齊藤委員で現地調査に行きました。1・2件目の両者2名と代理人が同席いたしました。こちら2件の申請は家も隣同士のため、話し合いで耕作しやすいように同じ面積での畑の等価交換という事だそうです。現地確認した所、測量士も入り、分筆されて境界石も入っております。耕運や作付けしやすいようにという所がそれぞれの現地で見受けられました。
1件目は出荷作業場に収穫された人参が大量にありました。この方は新座市にも多くの農地を所有されておられて、合わせると50アール以上所有されておられます。現地調査後、新座市にある畑も見ましたが、そちらも綺麗に耕作されておりました。

2件目は篤農家で市内に50アール以上所有されております。以前は花主体でしたが、後継者が引き継ぎ、今は農地で野菜の生産をしていますので問題ないと思います。両方とも面積要件も全部耕作要件も満たしていました。

齊藤委員 横山委員と同様です。双方とも一生懸命に畑やっておられますし、等価交換という事で、問題ないと思います。

議 長 質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは許可させていただきます。
議案第5号、農地法に基づく届出「4条・5条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告の議題に入る前に、農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、増田委員はしばらくの間、退出をお願いします。

～増田委員退出～

議 長 それでは、事務局をお願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。1月12日から2月10日までの受付分となっております。
1件目、土地の表示 中里五丁目606番1、地目 畑、
地積 2033の内1504.99㎡、
転用の目的 清瀬市役所の臨時駐車場として（一時転用）、
1月25日受付、1月28日処理、
一時転用期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで。
2件目、土地の表示 中里五丁目607番1、地目 畑、
地積 1401の内843.01㎡、
転用の目的 清瀬市役所の臨時駐車場として（一時転用）、
1月25日受付、1月28日処理、
一時転用期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで。
以上でございます。

議 長 各委員、何か質問はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、増田委員の入室を許可します。

～増田委員入室～

以上が4条の報告です。

続きまして、農地法第5条の専決処理報告を事務局よりお願い
します。

事務局 はい、農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う
農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の
住所氏名等は省略させていただきます。

1月12日から2月10日までの受付分となっております。

1件目、土地の表示 中里三丁目903番3、地目 畑、
地積 121㎡、転用の目的 住宅建築、1月13日受付、
1月18日処理。

2件目、土地の表示 中清戸五丁目83番421、地目 畑、
地積 1370㎡、転用の目的 戸建住宅建築、1月31日受
付、2月3日処理。以上でございます。

議 長 各委員は何か質問はございますか。

委 員 1件目、2件目異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。

議案第6号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。
事務局で朗読説明をお願いします。

事務局 はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略さ
せていただきます。

1件目 買取希望所在地 清瀬市中清戸三丁目476番2、地
目 畑、地積 125㎡ 他3筆、合計500㎡。

2件目 買取希望所在地 清瀬市野塩一丁目150番1、地目
畑、地積 284㎡。以上でございます。

議 長 これは生産緑地の買取申し出に係る協力依頼という形でござい

ます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報お願いします。

(2) 会議の報告について。

①第63回東京都農業委員会・農業者大会（中止）

こちらは、残念ながら中止となりました。

各受賞者の皆様に賞状及び記念品、清瀬市農業委員会からの記念品を事務局よりお渡しいたしますのでよろしくお願ひします。

(3) 会議の日程について。

①東京都農業会議第130回通常総会。

令和4年3月17日（木）午後1時30分から午後2時45分。中野サンプラザにて、参加者は会長、事務局長です。

②東京都農業委員会会長集会。

令和4年3月17日（木）午後2時45分から午後3時30分。中野サンプラザにて、参加者は会長、事務局長です。同日常設審議会も開催予定です。

③第3回清瀬市農業委員会。

令和4年3月22日（火）午前9時30分より清瀬市コミュニティプラザひまわりで行われます。今回と同じ会場です。

参加者は、農業委員、事務局です。

以上が会議等の日程でございます。全体を通して質問等はございますでしょうか。

委員

特になし。

事務局

事務局ありません。

議長

特になさいますので、終了したいと思います。それでは職務代理。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第2回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長

署名委員（第 14 番）

署名委員（第 1 番）